

氷見市住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書

年 月 日

氷見市長 あて

住 所

氏 名

氷見市住宅リフォーム支援補助金の交付を申請するにあたり、氷見市住宅リフォーム支援補助金交付要綱の規定により、下記の事項について誓約します。

万一違反があった場合は、氷見市住宅リフォーム支援補助金交付要綱第7条の規定により、補助金を返還します。

記

- 1 市に提出する書類の記載内容に偽りが無いこと。
- 2 リフォーム工事が完成した日から3年以上（被災者にあつては10年以上）氷見市に住所（住民基本台帳に記録されている住所）を置き、当該住所を生活の本拠とすること、またはリフォーム工事が完成した日から3年以上（被災者にあつては10年以上）、補助金の交付決定時に該当した第4条第1号イに掲げる要件に該当し続けること。

以上